厚生労働省　愛媛労働局　愛媛働き方改革推進支援センター
（協力）（一社）愛媛県バス協会

相談無料

働き方改革に関する相談窓口のご案内

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行され、また、2024年4月から「バス運転者の改善基準」が改められ、新しい仕組みやルールが設けられるようになりました。

そこで、（一社）愛媛県バス協会では、会員事業者様が抱えている諸問題等への相談に対応するべく、「働き方改革に関する相談窓口」を設置しました。お気軽にご相談ください！

たとえば、このような労務課題やお悩みにお答えいたします。

- 時間外労働削減や３６協定について詳しく知りたい
- 非正規雇用の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えて欲しい
- 助成金を活用したいが、利用できる助成金が分からない

相談日程・会場

≪南予会場≫	令和５年１０月２日（月）　１３：３０～１５：３０ 道の駅みなとオアシスうわじま きさいや広場 研修室（宇和島市弁天町1-318-16）
≪東予会場≫	令和５年１０月４日（水）　１３：３０～１５：３０ 今治地域地場産業振興センター ２階 小会議室　（今治市旭町2-3-5）
≪中予会場≫	令和５年１０月５日（木）　１３：３０～１５：３０ 松山市総合コミュニティセンター ２階 第６会議室　（松山市湊町7丁目5）

【申込方法】
相談を希望される方は、下記申込書に必要事項を記入のうえ、各会場開催日の１週間前までにFAXまたはTELでお申込みください。
（（一社）愛媛県バス協会　TEL　089-931-4094　FAX　089-931-5054 ）

《 相談体制 》　社会保険労務士がご相談に応じます。

（一社）愛媛県バス協会宛 「働き方改革に関する相談窓口」申込書

事業所名		住所	
フリガナ ご担当者名		電話番号 FAX	ー ー
希望日	令和　　年　　月　　日	希望時間	：

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当相談窓口以外には使用いたしません。

お問い合わせ先
愛媛働き方改革推進支援センター　TEL 0120-005-262　FAX 089-913-5502
〒790-0067　松山市大手町2丁目5-7　愛媛県法人会連合会会館1階
（一社）愛媛県バス協会　TEL 089-931-4094　FAX 089-931-5054
〒790-0067　松山市大手町1丁目7-4　伊予鉄大手町ビル2階